

# 井川町教育委員会 6 月定例会会議録

1. 日 時 平成30年6月25日(月) 午後2時10分～3時30分
2. 場 所 井川町公民館 研修室
3. 出席委員 六郷博志 幡宮明貞 伊藤守 小武海文恵 齋藤正仁
4. 会議に出席した事務局職員 事務局長 伊藤一彦 鷺谷幸平
5. 報告事項
  - ①平成30年度教育委員会活動計画について
  - ②大会等の結果について
  - ③教育委員会、公民館、学校関係行事予定について
  - ④その他
6. 協議事項
  - ⑤井川町学校応援協議会(案)について
  - ⑥井川町いじめ防止基本方針(案)について

## 7. 会議の経過

教育長 開会あいさつ  
(挨拶要旨)

昨日開催された運動会ではありますが、所管が教育委員会と言うことで事務局員はもとより役場の多くの若い職員も大変がんばりました。若い職員が一定数いる年代別のバランスも職場には必要だと言うことを感じました。

また先週月曜日大阪の地震により小学校4年生の児童がブロック塀に挟まれる痛ましい事故がありました。同日に教育委員会事務局では学校や通学路のブロック塀の点検を行ったところ、義務教育学校には危険なブロック塀等はありませんでしたが、町内のあちらこちらにはある程度高さを持つブロック塀が確認されました。翌日には、通学路の一斉点検として、井川町駐在所長や教育委員会事務局、義務教育学校職員で通学路の危険箇所を点検いたしており、児童生徒が危険箇所を十分に把握するよう学校で指導をし、痛ましい事故が起こらないようにすることが大切だと改めて感じております。

本日はいろいろ協議事項がありますがよろしく申し上げます。

教育長 (議事録署名員を提案)  
事務局長 (平成30年度教育委員会活動計画(案)を説明)

委員 7月の敬老作文審査は、定例会の時に実施するのか。  
事務局長 事前に作文を読んでいただき、定例会の時に決めていただきたい。  
教育長 (全員に了解を求め了承)  
事務局長 (大会等の結果、教育委員会、公民館、学校行事予定について説明)  
教育長 追加して、7月10日の校内授業研究会が予定されており、委員の皆様には後日案内をお送りするので、宜しければ御参加願いたい。

委員 後期課程の総体の野球とバスケットボールの試合と、井川義務教育学校の大運動会も見たが、今年の9年生、特に男子の運動能力が少し落ちているように感じた。また各部の人数が足りないので、近い将来、部活動の数と何を残すか考えなければならないだろう。

教育長 今年の秋から野球部は6人、女子バスケットボールは5人、バレーボールは3人、卓球は4人となり、団体として出場できるのは男子バスケットボールしかいない。

委員 部活動は一校でチームを組むイメージが強いが、最近は合同チームもあるので、人数が少ないから廃止なのか、その種目をやりたい人同士で合同チームを結成するのか難しい判断にならないか。  
秋田市内では、やりたい部活がないことを理由に学区外の学校に行くことも起こっているが、井川町ではそうはいかないので、他町村との調整も必要になると感じている。

教育長 周りの町村の学校や議会でも、この問題は取り上げられている。また個人で出場が認められるスポーツは、合同チームは組めないといった問題もある。この件については、後程意見を募りたい。

教育長 加えて説明したい。  
1点目は、協議事項の井川町学校応援協議会に関連することで、8月24日に中央教育事務所の社会教育主事の加藤先生をお招きして、学校でコミュニティ・スクールについて勉強会を開催する。学校の先生方にもコミュニティ・スクールの必要性を理解していただくために計画した。教育委員の方々にもご出席いただきたい。  
2点目は、魁新聞で3日間にわたって井川義務教育学校のことが掲載された。引き続き、掲載予定であるとのことである。  
3点目は、先週教育委員会のホームページをリニューアルした。教育長の挨拶、教育委員会の会議録(4月分から)、教育委員の紹介、委員会の開催のお知らせを掲載した。議事録は公開することが法令上義務付けられているので、要旨のみ公開し、委員会は公開が原則となっているので開催日を公表した。また、教育委員会のfacebookも開設している。

委員 教育委員会の会議録は公開していただいて結構だ。

教育長

4点目は、スクールバスについて、本日6年生以下の保護者向けに文書を通知した。先週6年生の学級会にて、教育長向けに要望書が提出された。内容は、後半のスクールバスに乗る町内の児童がいつも帰りが遅くなるので不公平だと言う事で、水曜日だけ前半後半を入れ替えてもらえないかというものである。学級会で話し合っ、前半の町内の児童も了承しており、下級生も了承している。

教育長として、要望書に対して回答書を手渡し、保護者にも文書を通知した。

5点目は、教職員のための多忙化防止計画(案)についてである。前回委員の皆さんに確認いただいたが、改めて目標設定していきたい。時間外勤務時間の平均が、4月が46時間、5月が50時間となっているが、3年かけて教職員全員が目標の45時間を下回るように努力していきたい。

また、最終退校時間が、4月が21時25分、5月が20時55分となっているが、3年かけて目標の19時半に退校できるように努力していきたい。

委員

目標としては良い。本日、校長先生と話をした際、平均残業時間が前後課程は1時間、後期課程は3時間となっており、状況が異なっている。前後期の先生の人数がほぼ同じなので、全体で平均すると2時間となるとのことだった。部活動の関係上、仕方がないところはあがあるが、どうにかならないか。

委員

目標を設定し調査を実施すると、先生方の意識付けになるので良い。しかし、昔から比べると仕事の量も増えているので、仕事の量を減らしていくことを考えねばならない。学校は文科省や県教委との板挟みで大変だが、続けることは大切。

委員

自分の経験上、これくらいは仕方がないとは思いますが、実態に即していないとどこかで無理が生じる。年度途中であっても業務改善を見直す点は非常に良い。

教育長

それでは、協議事項に移る。1点目は、井川町学校応援協議会について。前回、委員から、現状と協議会ができることとどうなるかを絵として示してほしいとのことだったので、まとめた。現在の状況として、たくさんの方々から協力をいただいている。課題は、教育委員会や保護者以外の方に、学校の方針を説明する機会が不足していること、協力団体毎のつながりが薄いこと、学校へ意見を言う機会がないこと、協力できる町民と学校がつながらないこと、学校評議委員が機能していないことが挙げられる。学校応援協議会のイメージとしては、協力者で1つの会をつくり、校長先生が学校の方

針を説明し、意見をもらうシステムにできないか検討しているところである。なお、学校応援協議会をできれば来年の4月に立ち上げたい。

委員 井川町学校応援協議会の校長先生の承認とは何か。

委員 承認という言葉よりももっと緩やかな表現に変えた方が良い。

委員 私もこの表現はきつく感じる。但し、「学校運営協議会の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の中に、「校長が作成した教育課程や基本方針の承認」とある。そうなると、承認という言葉を使うことは避けられないのではないか。それとも、地方自治体・学校によって承認という言葉を使わなくて良いのか。もしくは、情報の共有と言った意味合いでの承認として受け取ればよいのか。

教育長 承認の件ですが、この制度は、ヨーロッパなどで行われている住民や保護者が一定の権限を持ち学校運営に参画する形を日本の状況に合わせて改善したものと理解している。したがって、学校運営について地域と学校が責任をともに負うという意味で、「承認」という言葉を使っているが、なじまないという意見ももっともである。実際にはメンバーからして非承認されることはないと思われるし、内容的には「協議」ということになろう。

委員 学校運営協議会が人事に関して提言できるというのはいかがなものか。学校運営協議会の設置が努力目標ならば、法律にのっとりなくても教育委員会がやりやすいようにまず立ち上げてみるというのが必要なのでは。

委員 承認ではなく、意見を述べることができる、で充分ではないか。そして、その意見を取り入れるかどうかは、校長先生次第である。

教育長 校長先生は数年ごとに代わってしまうが、どの校長先生が来ても地域に教育方針をきちんと説明し、理解してもらえようシステムをつくるのがねらいだ。

委員 一番の目的は、子どもを学校・地域協力して育てることにある。校長の方針を受けて、互いに意見を交換できる場にすべき。

委員 校長が変わっても町の教育方針は変わらないので、それに合わせもらえば良いが、果たしてそれが良いのかはわからない。校長ごとに異なる考え方があっても良いのではないか。前の校長の考えを踏襲しなければならなくなると、独自性が発揮できない。一概に町の教育方針に即する経営をする必要はないのではないか。

教育長 学校の方向性としては、校長が独断で運営を進めるのではなく、もっと社会・地域に開かれていて、地域の理解と意見を受け入れつつ、独自性を持ちながら進んでいくのか良い。校長先生には意見を受け入

れる姿勢でいて、独自性を発揮しながら地域に説明をするスタイルが定着してほしい。

委員 県の指針、中央教育事務所の教育、井川町の教育といった大枠があって、それを基に方針を決定するので、校長先生の独自性が失われることはいのではないか。あくまで校長先生の方針を応援するのがメインであり、そうすれば学校としても負担にならないと思う。

委員 承認という言葉は気になっているが、学校運営協議会兼学校評議委員会というやり方には賛成だ。学校評議委員会が年1回のみでは意見が言いづらいが、これを年4回にして合同化することで、方針も伝わりやすく、情報の共有化や共通認識もできる。

委員 基本的には賛成だ。しかし、今の体制を壊してまでこの制度を取り入れようとするのか疑問に思っていたが、地域や保護者が学校に対して対抗勢力のようになっているので、それを取り除くためのものなのだろうか。

教育長 どのように保護者・地域に説明するかが重要だ。コミュニティー・スクールに関する資料は後日改めてお渡しするので、後程ご覧いただきたい。

教育長 それでは次に井川町いじめ防止基本方針案について説明する。子どもたちの懸念事項は人間関係であり、特にいじめはしっかりと取り組みをしなければならない。改定のポイントは、重大事態への対処である。いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたり、対象児童・生徒が学校へ登校できなくなったりしたとき、どのように対処するかを整理した。いじめの対処は学校ですので、まずは学校で調査をする。但し、学校で調査ができない場合は、教育委員会も含めて調査・対応する。それができない場合は、町が設置した委員会で対応する。今までは教育委員会のみで対応していたが、町長含めた町全体として対応することとする。総合教育会議においても、できればこうしたいじめの問題などについても町長と教育委員会とで意見交換をしたいと考えている。

委員 方針に関する基本的な方向のいじめの理解において、「いじめる側にも問題がある」とあるが、いじめられる側の間違いではないか。

事務局長 修正する。またいじめ対応の報告書のかつこの番号が飛んでいるので、訂正をお願いします。

委員 いじめ対応の報告書といじめ重大事態発生報告書に、教育長の名前はいらぬのではないか。

委員 重大事態の定義について、「児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている」とあるが、判断が難しい。また校長が

重大事態かどうかの判断をするので、判断が遅れたり、判断を誤ったりする可能性がある。

教育長 今回、重大事態になる前のいじめの報告を求めることとした。重大事態になる前のいじめに対して、どのように対処したのかわからないと、判断ができない。それに関しては報告書を出してもらい、重大事態かどうかは教育委員会で判断する。

委員 いじめ対応の報告書は定期的・不定期的に提出するのか。

教育長 定期的に提出する。学校のいじめ防止基本方針を制定する際に、いじめ調査の年間計画を出してもらおう。

委員 「「防止基本方針」策定の意義」に番号1を振り、「方針に関する基本的な方向」に番号2を振ってはどうか。

教育長 「「防止基本方針」策定の意義」から番号1を振り、以下番号を繰り下げるように振る。

委員 「はじめに」の後段の「平成30年度4月には、」以降の文章を整理してほしい。学校としての視点と、教育委員会としての視点が混在している。

教育長 以上で、協議を終了する。